

能登半島地震支援融資信用保証料助成制度創設のご案内

本市では、令和6年能登半島地震の影響を受けた中小企業者を支援するため、金沢市緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）の借り入れにかかる信用保証料を助成します。

<制度概要>

助成対象者	<p>緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）の融資を受け、信用保証協会の信用保証料を納付した中小企業者及び組合</p> <p>※現行の信用保証料助成制度の対象資金に当該資金を追加</p> <p>（参考）既存の対象資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興特別資金（物価高騰対策分、コロナ対策分、原油・原材料対策分） ・ 緊急経営安定特別資金（コロナ対策分、原油対策分）
助成経費	令和6年1月25日～令和6年3月31日までの期間に実行された上記融資に係る信用保証料
補助率及び助成限度額	<p>助成限度額400千円（万円未満切り捨て）</p> <p>※緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分）の資金使途に、借換は含まない。</p>
申込先	金沢市経済局産業政策課
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 請求書 ・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し ・ 融資等実行証明書 ・ 本市が発行する納税証明書 （法人の場合：法人市民税、 個人事業主の場合：市民税・県民税）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象以外の制度融資に係る信用保証料は対象となりません。 ・ 上記の資金別に借り入れがある場合は、1資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。 ・ 繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は下記連絡先へ必ずご連絡ください。 ・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。

<お問い合わせ>金沢市経済局 産業政策課

TEL : 076-220-2204 E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp